

令和5年度 第1回清川村簡易水道事業運営協議会 次第

日 時：令和5年7月27日（木）
午前10時00分

場 所：清川村役場3階
第2・3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 会長・副会長の選出について

(2) 令和4年度清川村簡易水道事業の決算状況について

(3) 令和5年度清川村簡易水道事業の概要について

(4) 水道料金の改定について

(5) その他

4 閉 会

資料 1

令和4年度清川村簡易水道 事業の決算状況について

清川村簡易水道事業運営協議会

実質収支の状況

(単位：円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度	比較増減	
			増減額	増減率
歳入総額	136,053,301	137,132,710	△1,079,409	△0.8
歳出総額	91,647,625	128,941,090	△37,293,465	△28.9
歳入歳出差引額	44,405,676	8,191,620	36,214,056	442.1
翌年度へ繰り越すべき財源	38,588,000	0	38,588,000	皆増
実質収支額	5,817,676	8,191,620	△2,373,944	△29.0
法第233条の2基金繰入額	0	0	0	0

歳入歳出内訳

歳 入

(単位：円・%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
使用料及び手数料	41,411,424	30.4	52,686,120	38.4	△11,274,696	△21.4
内 使 用 料	41,314,424	30.3	52,532,120	38.3	△11,217,696	△21.4
内 手 数 料	97,000	0.1	154,000	0.1	△57,000	△37.0
事業収入	1,056,000	0.8	528,000	0.4	528,000	100.0
内 受託工事収入	0	0	0	0	0	0
内 加入負担金	1,056,000	0.8	528,000	0.4	528,000	100.0
財産収入	3,177	0.1	17,261	0.1	△14,084	△81.6
繰入金	68,174,853	50.1	65,743,543	47.9	2,431,310	3.7
繰越金	8,191,620	6.0	13,739,151	10.0	△5,547,531	△40.4
諸収入	2,016,227	1.5	204,635	0.1	1,811,592	885.3
国庫支出金	0	0	4,214,000	3.1	△4,214,000	皆減
村 債	15,200,000	11.1	0	0	15,200,000	皆増
合 計	136,053,301	100.0	137,132,710	100.0	△1,079,409	△0.8

歳 出

(単位：円・%)

区 分	令和4年度		令和3年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務費	54,192,625	59.1	76,666,579	59.5	△22,473,954	△29.3
事業費	37,455,000	40.9	43,254,511	33.5	△5,799,511	△13.4
災害復旧費	0	0	9,020,000	7.0	△9,020,000	皆減
公債費	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0
合 計	91,647,625	100.0	128,941,090	100.0	△37,293,465	△28.9

事業実績表

1 経常事業

No.	事業名	施行場所	契約年月日	契約期間
1	清川村簡易水道事業会計 地方公営企業法適用業務 委託	清川村地内	R4. 5. 31	R4. 5. 31 ~R7. 3. 25
2	清川村上下水道事業公営 企業会計システム構築業 務委託	清川村地内	R4. 8. 1	R4. 8. 1 ~R6. 3. 25
3	二天王低区浄水場ろ過機 電源切替工事	清川村煤ヶ谷 字二天王地内	R4. 10. 24	R4. 10. 24 ~R5. 1. 31
4	塩水取水施設維持工事	清川村宮ヶ瀬 字丹沢山地内	R4. 9. 9	R4. 9. 9 ~R4. 10. 31

2 配水管新設改良事業

No.	事業名	施行場所	契約年月日	契約期間
1	村道谷戸横道線配水管布 設工事	清川村煤ヶ谷 字寺家ノ谷地内	R5. 1. 31	R5. 1. 31 ~R5. 3. 24
2	清水ヶ丘地区第4回配水 管更新工事	清川村煤ヶ谷 字金翅入口地内	R4. 8. 19	R4. 8. 19 ~R4. 12. 28

契約金額	事業概要	契約相手方
32,857,000 円	簡易水道事業会計地方公営企業法適用業務 (1) 固定資産評価業務 1 式 (2) 移行事務支援業務 1 式 (3) 法適用後における会計支援業務 1 式	OAG 税理士法人
6,490,000 円	公営企業会計システム構築業務 (1) データセンター構築 1 式 (2) 公営企業会計システム構築 1 式 (3) 固定資産管理システム構築 1 式 (4) 企業債管理システム構築 1 式	(株)ぎょうせい 東京支社
911,900 円	(1) 電線管布設工 L=36.00m (2) ハンドホール設置工 1 箇所 (3) 土工 一式	(有)朝倉電気
4,620,000 円	(1) かご枠設置工 4 段 40.50 m ² (W=2,000×L=1,200×H=500)	(株)山善

契約金額	事業概要	契約相手方
6,380,000 円	配水管布設工事 (1) ポリエチレン管φ75 L=104.50m 給水管付替工事 1 箇所	(株)清川建設
31,075,000 円	配水管布設工事 (1) ポリエチレン管φ75 L=9.00m (2) ポリエチレン管φ100 L=292.09m 給水管付替工事 33 箇所	豊建設(株)

水道業務の状況

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率
給水人口	2,713人	2,766人	△53人	△1.9%
給水戸数	1,216戸	1,216戸	0戸	0%
年間総配水量	561,237 m ³	574,063 m ³	△12,826 m ³	△2.2%
1日最大配水量	1,785 m ³	2,142 m ³	△357 m ³	△16.7%
年間総有収水量	422,450 m ³	425,338 m ³	△2,888 m ³	△0.7%
給水原価	128.27円	201.41円	△73.14円	△36.3%
供給単価	97.80円	123.51円	△25.71円	△20.8%

期別水道使用料調定額（現年度分）

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率
4・5月分	8,928,227円	9,410,467円	△482,240円	△5.1%
6・7月分	6,336,919円	8,436,153円	△2,099,234円	△24.9%
8・9月分	6,711,912円	8,795,292円	△2,083,380円	△23.7%
10・11月分	6,420,487円	8,517,960円	△2,097,473円	△24.6%
12・1月分	6,933,708円	9,474,201円	△2,540,493円	△26.8%
2・3月分	6,010,940円	7,903,577円	△1,892,637円	△23.9%
合計	41,342,193円	52,537,650円	△11,195,457円	△21.3%
月平均	3,445,183円	4,378,138円	△932,955円	

期別水道使用水量

区分	令和4年度	令和3年度	比較増減	増減率
4・5月分	72,368 m ³	76,267 m ³	△3,899 m ³	△5.1%
6・7月分	68,836 m ³	68,545 m ³	291 m ³	0.4%
8・9月分	73,296 m ³	71,853 m ³	1,443 m ³	2.0%
10・11月分	68,851 m ³	69,138 m ³	△287 m ³	△0.4%
12・1月分	74,419 m ³	75,626 m ³	△1,207 m ³	△1.6%
2・3月分	64,680 m ³	63,909 m ³	771 m ³	1.2%
合計	422,450 m ³	425,338 m ³	△2,888 m ³	△0.7%
月平均	35,204 m ³	35,445 m ³	△241 m ³	
日平均	1,157 m ³	1,165 m ³	△8 m ³	

令和5年度清川村簡易水道 事業の概要について

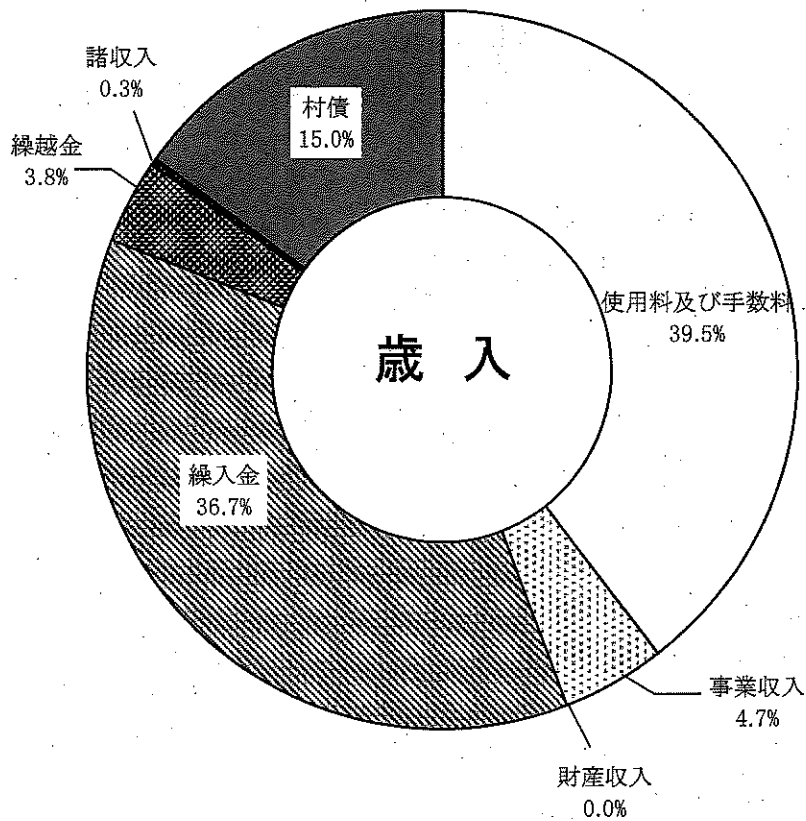
令和5年度 簡易水道事業特別会計予算

1 歳 入

(単位：千円・%)

区 分	5 年 度	4 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					5 年 度	4 年 度
1 使用料及び手数料	52,055	52,472	△ 417	△ 0.8	39.5	34.6
2 事業収入	6,128	6,128	0	0.0	4.7	4.1
3 財産収入	4	6	△ 2	△ 33.3	0.0	0.0
4 繰入金	48,366	71,272	△ 22,906	△ 32.1	36.7	47.0
5 繰越金	5,000	5,000	0	0.0	3.8	3.3
6 諸収入	417	186	231	124.2	0.3	0.1
7 村債	19,800	16,500	3,300	20.0	15.0	10.9
合 計	131,770	151,564	△ 19,794	△ 13.1	100.0	100.0

○ 歳入の構成状況

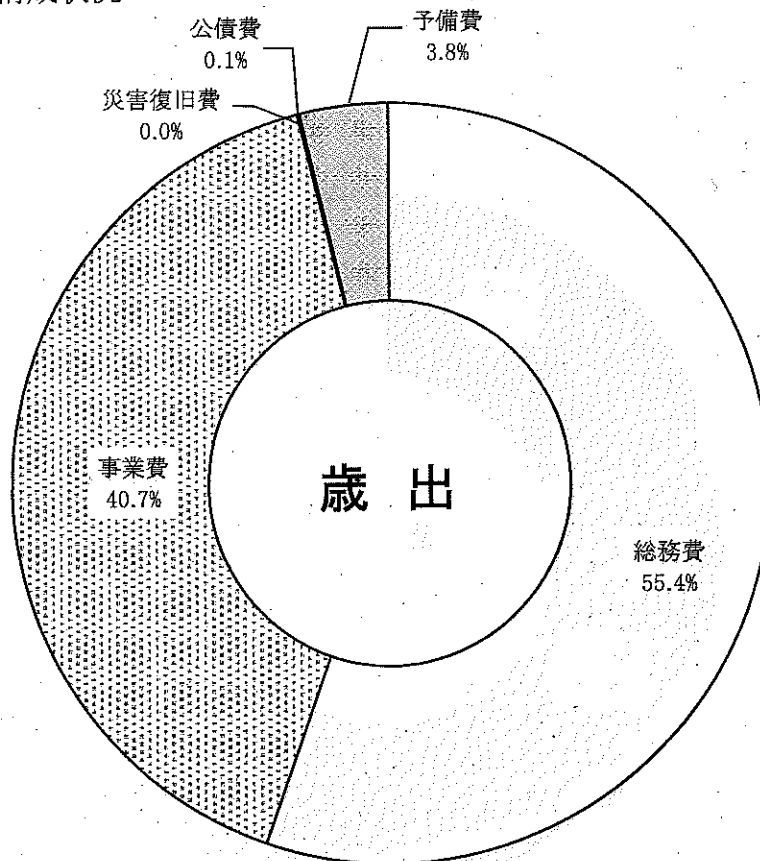


2 歳 出

(単位：千円・%)

区 分	5 年 度	4 年 度	比較増減	増 減 率	構 成 比	
					5 年 度	4 年 度
1 総 務 費	72,968	60,111	12,857	21.4	55.4	39.7
2 事 業 費	53,593	86,373	△ 32,780	△ 38.0	40.7	57.0
3 災 害 復 旧 費	5	5	0	0.0	0.0	0.0
4 公 債 費	204	75	129	172.0	0.1	0.0
5 予 備 費	5,000	5,000	0	0.0	3.8	3.3
合 計	131,770	151,564	△ 19,794	△ 13.1	100.0	100.0

○ 歳出の構成状況



令和5年度事業計画

1 水道施設設備維持管理事業

番号	事業名	施行場所	事業概要
①	辺室沢予備水源取水施設改修工事	煤ヶ谷字辺室沢日陰地内	取水施設改修工事 1式
②	塩水水源取水メーター交換工事	宮ヶ瀬字丹沢山地内	取水メーター交換工事 V=1基

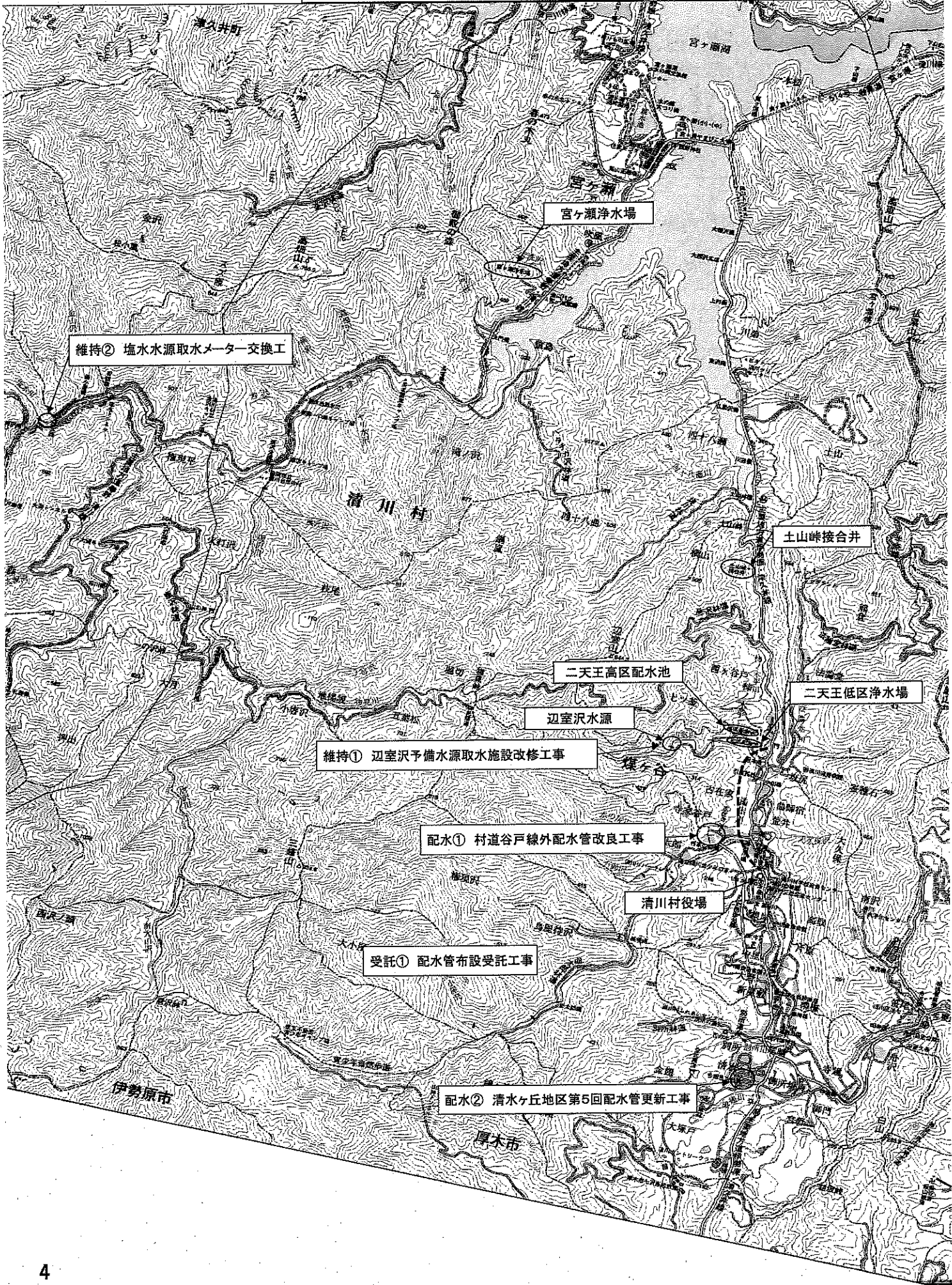
2 受託事業

番号	事業名	施行場所	事業概要
①	配水管布設受託工事	村内(未定)	配水管布設工事 ダクタイル鋳鉄管 φ75mm L=100.0m

3 配水管新設改良事業

番号	事業名	施行場所	事業概要
①	村道谷戸線外配水管改良工事	煤ヶ谷字寺家ノ谷地内	配水管布設工事 ポリエチレン管 φ75 L=90.0m
②	清水ヶ丘地区第5回配水管更新工事	煤ヶ谷字金翅入口地内	配水管更新工事 ポリエチレン管 φ100 L=246.7m ポリエチレン管 φ50 L=45.3m

令和5年度 事業実施箇所図



資料 3

水道料金の改定について

清川村簡易水道事業運営協議会

水道料金改定に係る経緯等について

1. 簡易水道事業の経営原則

簡易水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、水道料金等で経費をまかなう点で企業性を発揮することが求められています。

このため、一般会計とは別に簡易水道事業特別会計を設け、事業運営に必要な経費を利用者からの水道料金等によって経営しています。

しかしながら、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、簡易水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要です。

一般会計とは、税などの収入をもとに福祉や教育・道路の整備など、主に村の基本的な行政サービスを行う会計です。

一方、特別会計とは、特定の収入をもとに特定の事業を行う会計です。

2. これまでの水道料金改定について

清川村簡易水道事業では、次のとおり料金改定を行っています。

	施行日	改正内容
①	昭和 57 年 4 月 1 日	経営の健全化と施設整備を図るため、30.3%値上げ
②	昭和 61 年 4 月 1 日	経営の健全化と施設整備を図るため、35.1%値上げ
③	平成元年 4 月 1 日	消費税法の公布・施行に伴う値上げ（3%加算）
④	平成 16 年 4 月 1 日	消費税率の改正（3%⇒5%）に伴う値上げ ※ 外税方式から内税方式へ単価改正
⑤	平成 26 年 4 月 1 日	消費税率の改正（5%⇒8%）に伴う値上げ ※ 内税方式から外税方式へ単価改正
⑥	平成 29 年 4 月 1 日	河川法による国直轄管理区域に係る料金の新設 ※ 宮ヶ瀬湖畔園地内が対象
⑦	令和元年 10 月 1 日	消費税率の改正（8%⇒10%）に伴う値上げ ※ ⑤で外税方式へ改正したため条例改正なし

3. 水道料金改定に伴うこれまでの経緯

村では、令和3年度に策定した「清川村簡易水道事業経営戦略」に基づき、水道料金を令和5年度から3か年で段階的に改定すべく、清川村簡易水道事業運営協議会（以下「水道運営協議会」という。）で議論を重ねてまいりましたが、ロシアによるウクライナ侵略を発端とする原油・原材料価格の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等による村民生活への影響を踏まえ、令和5年度からの水道料金の改定を見送ることとし、令和6年度から3か年で段階的に改定する予定としました。

水道料金改定に係るこれまでの水道運営協議会での取組状況	
令和3年6月10日	清川村簡易水道事業経営戦略(案)について審議を行い、令和5年度から3か年で段階的に水道料金を改定し、約40%の収入増を目指していくことを説明しました。
令和4年2月17日	水道料金の改定について審議を行い、使用料改定案を2案(①案:基本料・加算額ともに40%値上げ、②案:基本料100円、加算額50%値上げ)の提示等を行いました。
令和4年3月18日	水道料金の改定について審議を行い、村として②案で進めていく意向を示しました。
令和4年8月29日 【書面開催】	水道料金の改定について、物価高騰等による村民生活への影響を踏まえ、令和5年度からの改定を見送ることを説明しました。
令和5年3月24日 【書面開催】	水道料金の改定について、令和5年度から1年スライドし、②案により令和6年度から3か年で段階的に改定する予定としたことを説明しました。

4. 公営企業会計への移行について

水道事業及び下水道事業などの公営企業については、料金収入をもって経営を行う独立採算制が基本原則とされていますが、今後の急速な人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増すばかりとなっています。

こうした中、国から簡易水道事業や下水道事業などに対して、令和6年度までに地方公営企業法の適用が要請され、本村では令和6年度からの適用(財務部分のみの一部適用)を予定しています。

地方公営企業法が適用されると、発生主義に基づく複式簿記による会計処理に移行され、将来の改築更新のための経費も含め、経営するための正確なコストが算定できるようになるとともに、経営基盤維持のための一定の内部留保も認められるようになるなど、簡易水道事業の長期的に安定した事業運営を持続するために、より一層の経営の効率化・健全化を目指すことができます。

清川村簡易水道事業経営戦略【概要版】

1 策定の趣旨

本村における簡易水道事業は、昭和40年度に供用開始して以来、村民生活を支える重要な役割を担っていますが、今後、人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加が懸念されることから、将来にわたって安定的に安全でおいしい水を提供する事業を継続していくための経営の基本計画として「経営戦略」を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

3 簡易水道事業の現状分析

本村の簡易水道事業は、収益的収支比率及び料金回収率は100%を上回り、企業債残高もないことから健全な経営状況となっていますが、施設利用率は、50%程度と類似団体平均より低い水準で推移しており、給水能力に余裕があることから、企業誘致などを積極的に行いながら使用料収入に上げていく必要があります。

また、今後、人口減少や節水型生活様式の定着による料金収入の減少や施設・設備等の老朽化に伴う維持管理費や更新事業費の増加が見込まれることから、財政調整基金の保有状況に応じて、料金改定を検討する必要があります。

4 将来の事業環境

① 給水人口の予測

給水人口は、清川村人口ビジョンを基に予測しました。

令和3年度から令和12年度で約80人(約3%)の増加を見込んでいます。



② 水需要の予測

水需要は、給水人口×給水人口一人当たり有収水量(令和元年度)としました。

令和3年度から令和12年度で約1万1千m³の増加を見込んでいます。



③ 料金収入の見直し

料金収入は、有収水量×有収水量当たり料金収入(令和元年度)としました。

令和3年度から令和12年度で約130万円の増収を見込んでいます。



5 経営の基本方針

① 安全でおいしい水の安定供給対策

水源地の保全や水道施設の老朽化対策に取り組みます。

② 災害・テロ等への危機管理対策

台風や大雨などによる自然災害時における関係機関との連携強化を図るほか、施設等の耐震化についても適正な検討に取り組みます。

③ お客様（水道利用者）サービスの向上

水道事業に理解と親しみを持っていただくため、各施設の見学会などのサービスに取り組みます。

④ 地域・社会への貢献

地域団体の水を活用した商品開発に対する水の提供など、観光客誘致に向けた側面的な貢献に取り組みます。

⑤ 経営基盤の強化

よりきめ細やかな経営分析による経営基盤強化を図るため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計への移行に取り組みます。

6 投資・財政計画

① 投資目標

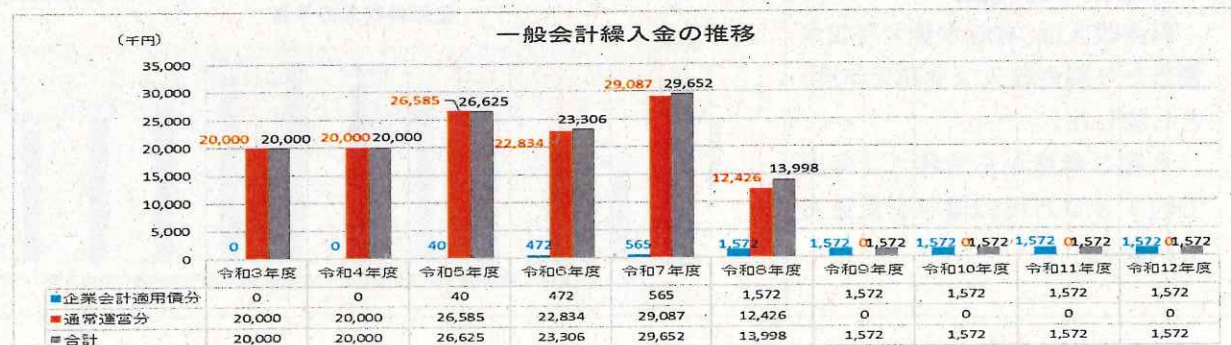
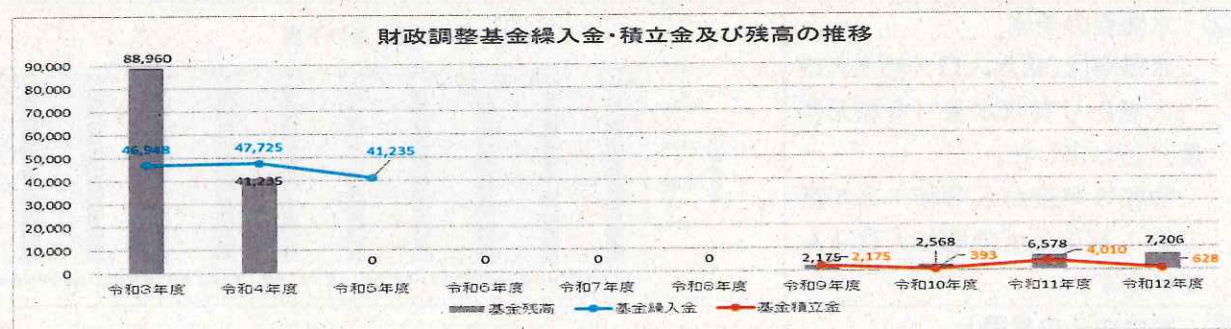
清川村簡易水道運営・施設整備事業計画に基づき、計画的に施設の老朽化対策及び延命化対策を実施します。令和3年度から令和12年度で約4億9千4百万円を見込んでいます。



② 財源目標

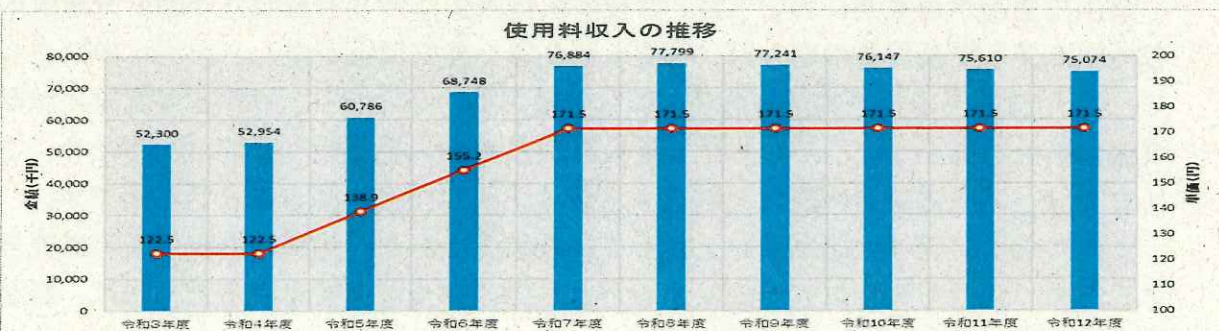
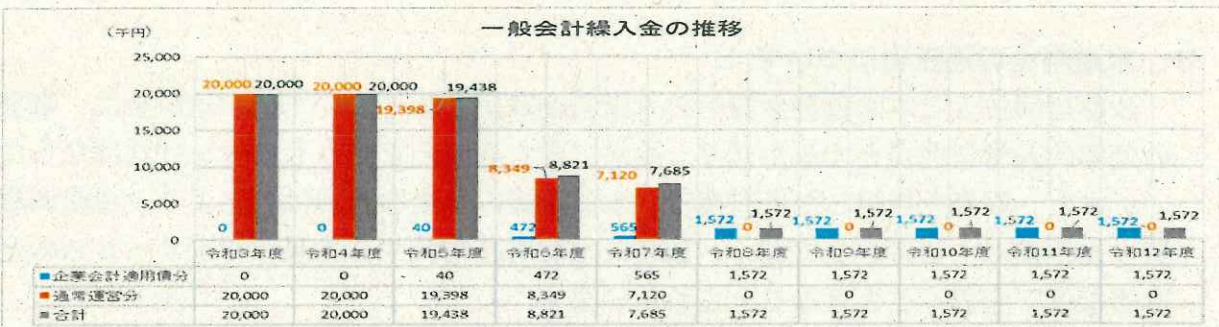
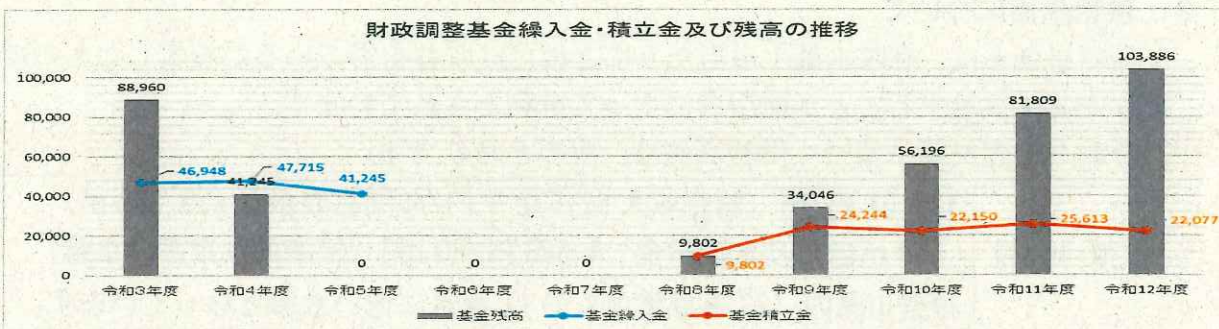
使用料改定を段階的に行い、将来必要となる施設及び管路の更新費用として財政調整基金を活用し、財源バランスの適正化を図ります。

財政調整基金は、令和3年度末では約8,900万円の残高ですが、令和5年度末には残高がゼロとなり、一般会計から繰り入れを行わなければ事業運営を行うことができない状況となります。





このような状況を踏まえ、今後の施設更新等の財源を確保し、安定的な水の供給を行うため、これまで県内の他市町と比較して非常に安価であった使用料について、令和5年度より3か年で段階的に約40%の値上げを行い、事業運営の安定化を図る方針とします。



7 経営戦略の事後検証など

令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期とし、各期の4年経過時に清川村簡易水道事業運営協議会において評価及び計画の見直しを行うものとします。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
清川村簡易水道事業経営戦略									
前期（5年間）					後期（5年間）				
			評価	見直し				評価	

清川村簡易水道事業の経営状況について

1. 給水原価について

給水原価とは、有収水量1 m³あたりにどれだけ費用が掛かっているかを表したもので、より安価に給水することが使用者にとって有利とされています。

令和3年度決算に基づく清川村の給水原価は、次のとおりです。

清川村	201.41 円/m ³ (総費用 85,669 千円/年間有収水量 425,338 m ³)
	神奈川県内 (23 事業者中) で 19 番目に低い水準となっています。

2. 供給単価について

供給単価とは、有収水量1 m³あたりにどれだけ収益を得ているかを表したもので、より安価に供給することが使用者にとって有利とされています。

令和3年度決算に基づく供給単価は、次のとおりです。

清川村	123.51 円/m ³ (料金収入 52,532 千円/年間有収水量 425,338 m ³)
	【50 m ³ あたり水道料金：4,628 円/50 m ³ 】(標準的な家庭の水量)
	神奈川県内 (23 事業者中) で 11 番目に低い水準となっています。

3. 水道料金の適正化について

公益財団法人日本水道協会発行の水道料金算定要領において、水道料金は、事業の効率的経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。また、原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるとされています。

清川村簡易水道事業においては、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、「清川村簡易水道事業経営戦略」にも記載しているとおり、令和5年度末には財政調整基金が底をつき、不足分は一般会計からの繰入金で賄う状況となるため、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要です。

また、給水原価が供給単価を上回っている状況であり、将来の施設更新等に充当するための費用を料金収入で確保するとともに、健全な運営を図るためには、料金改定が必要不可欠であります。

しかしながら、急激な料金改定は使用者に負担が生じることから、令和6年度から3か年で段階的に料金改定を実施する予定です。

なお、今回の改定によって給水原価が供給単価を上回るとは限りませんが、やむを得ないものと判断しています。

段階的改定案【簡水】		現行料金 (～令和5年度)	令和6年度 (改定初年度)	令和7年度 (改定2年目)	令和8年度 (改定最終年)
値上げの考え方					
基本料金 ～16㎡		1,430(1,300)	1,540(1,400)	1,540(1,400)	1,540(1,400)
17㎡～30㎡		77(70)	88(80)	99(90)	121(110)
31㎡～60㎡		88(80)	99(90)	121(110)	132(120)
61㎡～100㎡		99(90)	110(100)	132(120)	154(140)
101㎡～200㎡		121(110)	132(120)	154(140)	187(170)
201㎡～600㎡		143(130)	158(140)	187(170)	220(200)
601㎡～1,000㎡		165(150)	187(170)	220(200)	253(230)
1,001㎡～		198(180)	220(200)	264(240)	297(270)
年間収入見込	現行からの増減	—	110.4%	127.2%	142.0%
	前年からの増減	—	110.4%	115.2%	111.7%
	収入額(見込)	52,425,835	57,892,879	66,665,313	74,468,559
供給単価(円/㎡)		124.10	137.04	157.81	176.28
50㎡使用時	使用料	4,268(3,880)	4,752(4,320)	5,346(4,860)	5,874(5,340)
	前年料金との比較	—	111.3%	112.5%	109.9%
	現行料金との比較	—	111.3%	125.3%	137.6%

()内は税抜き

※現行料金の収入額は、令和4年度使用量実績に基づき算出。(30%減額なし)

※供給単価は、料金収入÷年間有収水量(令和4年度実績：422,450㎡)で算出。

水道料金改定早見表 (2か月・税込み)

水量 (m ³)	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0				
～	1,430	1,540	1,540	1,540
16				
17	1,507	1,628	1,639	1,661
18	1,584	1,716	1,738	1,782
19	1,661	1,804	1,837	1,903
20	1,738	1,892	1,936	2,024
21	1,815	1,980	2,035	2,145
22	1,892	2,068	2,134	2,266
23	1,969	2,156	2,233	2,387
24	2,046	2,244	2,332	2,508
25	2,123	2,332	2,431	2,629
26	2,200	2,420	2,530	2,750
27	2,277	2,508	2,629	2,871
28	2,354	2,596	2,728	2,992
29	2,431	2,684	2,827	3,113
30	2,508	2,772	2,926	3,234
31	2,596	2,871	3,047	3,366
32	2,684	2,970	3,168	3,498
33	2,772	3,069	3,289	3,630
34	2,860	3,168	3,410	3,762
35	2,948	3,267	3,531	3,894
36	3,036	3,366	3,652	4,026
37	3,124	3,465	3,773	4,158
38	3,212	3,564	3,894	4,290
39	3,300	3,663	4,015	4,422
40	3,388	3,762	4,136	4,554
41	3,476	3,861	4,257	4,686
42	3,564	3,960	4,378	4,818
43	3,652	4,059	4,499	4,950
44	3,740	4,158	4,620	5,082
45	3,828	4,257	4,741	5,214
46	3,916	4,356	4,862	5,346
47	4,004	4,455	4,983	5,478
48	4,092	4,554	5,104	5,610
49	4,180	4,653	5,225	5,742
50	4,268	4,752	5,346	5,874
51	4,356	4,851	5,467	6,006
52	4,444	4,950	5,588	6,138
53	4,532	5,049	5,709	6,270
54	4,620	5,148	5,830	6,402
55	4,708	5,247	5,951	6,534
56	4,796	5,346	6,072	6,666
57	4,884	5,445	6,193	6,798
58	4,972	5,544	6,314	6,930
59	5,060	5,643	6,435	7,062
60	5,148	5,742	6,556	7,194
61	5,247	5,852	6,688	7,348
62	5,346	5,962	6,820	7,502
63	5,445	6,072	6,952	7,656
64	5,544	6,182	7,084	7,810
65	5,643	6,292	7,216	7,964
66	5,742	6,402	7,348	8,118
67	5,841	6,512	7,480	8,272
68	5,940	6,622	7,612	8,426
69	6,039	6,732	7,744	8,580
70	6,138	6,842	7,876	8,734
71	6,237	6,952	8,008	8,888
72	6,336	7,062	8,140	9,042
73	6,435	7,172	8,272	9,196
74	6,534	7,282	8,404	9,350
75	6,633	7,392	8,536	9,504

水量 (m ³)	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
76	6,732	7,502	8,668	9,658
77	6,831	7,612	8,800	9,812
78	6,930	7,722	8,932	9,966
79	7,029	7,832	9,064	10,120
80	7,128	7,942	9,196	10,274
81	7,227	8,052	9,328	10,428
82	7,326	8,162	9,460	10,582
83	7,425	8,272	9,592	10,736
84	7,524	8,382	9,724	10,890
85	7,623	8,492	9,856	11,044
86	7,722	8,602	9,988	11,198
87	7,821	8,712	10,120	11,352
88	7,920	8,822	10,252	11,506
89	8,019	8,932	10,384	11,660
90	8,118	9,042	10,516	11,814
91	8,217	9,152	10,648	11,968
92	8,316	9,262	10,780	12,122
93	8,415	9,372	10,912	12,276
94	8,514	9,482	11,044	12,430
95	8,613	9,592	11,176	12,584
96	8,712	9,702	11,308	12,738
97	8,811	9,812	11,440	12,892
98	8,910	9,922	11,572	13,046
99	9,009	10,032	11,704	13,200
100	9,108	10,142	11,836	13,354
110	10,318	11,462	13,376	15,224
120	11,528	12,782	14,916	17,094
130	12,738	14,102	16,456	18,964
140	13,948	15,422	17,996	20,834
150	15,158	16,742	19,536	22,704
160	16,368	18,062	21,076	24,574
170	17,578	19,382	22,616	26,444
180	18,788	20,702	24,156	28,314
190	19,998	22,022	25,696	30,184
200	21,208	23,342	27,236	32,054
250	28,358	31,242	36,586	43,054
300	35,508	39,142	45,936	54,054
350	42,658	47,042	55,286	65,054
400	49,808	54,942	64,636	76,054
450	56,958	62,842	73,986	87,054
500	64,108	70,742	83,336	98,054
600	78,408	86,542	102,036	120,054
700	85,008	95,342	110,836	132,154
800	104,808	117,342	137,236	161,854
900	124,608	139,342	163,636	191,554
1,000	144,408	161,342	190,036	221,254
1,500	243,408	271,342	322,036	369,754
2,000	342,408	381,342	454,036	518,254
2,500	441,408	491,342	586,036	666,754
3,000	540,408	601,342	718,036	815,254
3,500	639,408	711,342	850,036	963,754
4,000	738,408	821,342	982,036	1,112,254
4,500	837,408	931,342	1,114,036	1,260,754
5,000	936,408	1,041,342	1,246,036	1,409,254
5,500	1,035,408	1,151,342	1,378,036	1,557,754
6,000	1,134,408	1,261,342	1,510,036	1,706,254
6,500	1,233,408	1,371,342	1,642,036	1,854,754
7,000	1,332,408	1,481,342	1,774,036	2,003,254
7,500	1,431,408	1,591,342	1,906,036	2,151,754
8,000	1,530,408	1,701,342	2,038,036	2,300,254
9,000	1,728,408	1,921,342	2,302,036	2,597,254
10,000	1,926,408	2,141,342	2,566,036	2,894,254

上下水道料金改定用資料

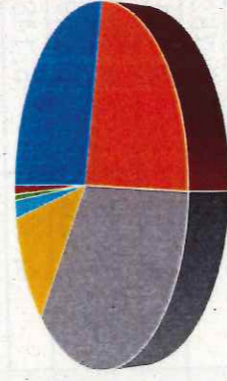
【R5. 1 検針分～R5. 5 検針分の平均値】

水道料金

水量ランク	件数	比率 (%)	水量	比率 (%)	合計金額	比率 (%)	一戸あたりの平均水量
基本料金	374	28.2	2,450	0.4	425,998	5.9	6.56
17～30	295	22.3	7,028	1.2	477,174	6.7	23.80
31～60	460	34.7	19,867	3.5	1,359,177	18.9	43.22
61～100	152	11.4	11,165	2.0	790,636	11.0	73.62
101～200	25	1.9	3,266	0.6	262,603	3.7	130.64
201～600	8	0.6	2,542	0.4	282,352	3.9	331.52
601～1,000	1	0.1	561	0.1	75,899	1.1	841.00
1,001以上	12	0.9	523,523	91.8	3,499,672	48.8	42447.84
小事業計	1,326	100.0	570,402	100.0	7,173,511	100.0	

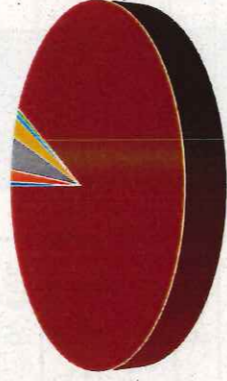
○グラフによる比較

件数



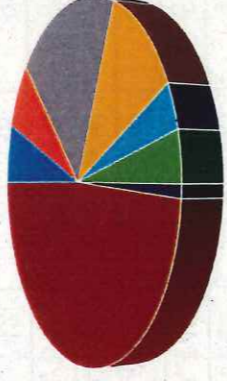
- 基本料金
- 17～30
- 31～60
- 61～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

水量



- 基本料金
- 17～30
- 31～60
- 61～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

合計金額



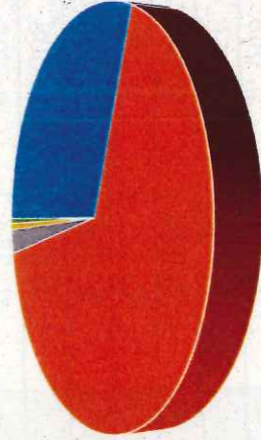
- 基本料金
- 17～30
- 31～60
- 61～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

下水道使用料

水量ランク	件数	比率 (%)	水量	比率 (%)	合計金額	比率 (%)	一戸あたりの平均水量
基本料金	372	31.0	3,659	6.2	457,457	8.2	9.84
21～100	791	65.9	35,500	60.1	2,365,853	42.4	44.88
101～200	26	2.1	3,299	5.6	246,858	4.4	128.55
201～600	6	0.5	2,164	3.7	230,241	4.1	341.68
601～1,000	1	0.1	561	0.9	71,999	1.3	841.00
1,001以上	5	0.4	13,880	23.5	2,202,267	39.5	2776.07
小事業計	1,200	100.0	59,063	100.0	5,574,675	100.0	

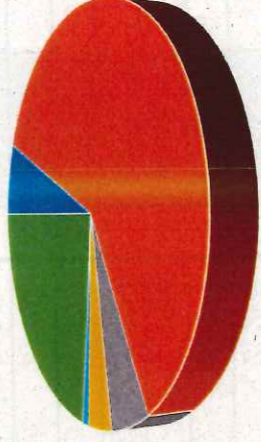
○グラフによる比較

件数



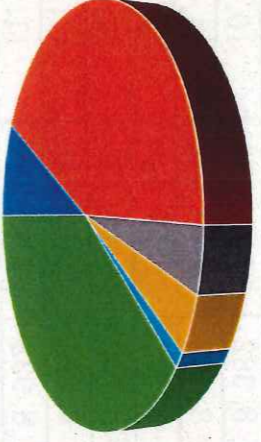
- 基本料金
- 21～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

水量



- 基本料金
- 21～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

合計金額



- 基本料金
- 21～100
- 101～200
- 201～600
- 601～1,000
- 1,001以上

市町村別上下水道料金比較表(2ヶ月)

令和5年4月現在 (消費税込)

	水道料金			下水道料金			上下水道料金			備考	
	基本料金	基本料算定水量	50㎡使用料金	基本料金	基本料算定水量	50㎡使用料金	50㎡使用料金	順位	順位		
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位			
中井町	1,320円	20㎡	3,850円	2	1,210円	20㎡	3,520円	1	7,370円	1	(下)流域
清川村	1,430円	16㎡	4,268円	4	1,540円	20㎡	4,180円	3	8,448円	2	(下)単独
南足柄市	1,540円	16㎡	5,874円	9	1,760円	16㎡	6,094円	23	11,968円	13	(下)単独
松田町	1,540円	20㎡	4,235円	3	1,482円	16㎡	4,758円	4	8,993円	3	(下)流域
開成町 (R5.4.1~下水道料金改定)	1,430円	20㎡	3,790円	1	1,972円	20㎡	5,292円	11	9,082円	4	簡易水道あり(下)流域
山北町	1,540円	20㎡	4,455円	5	1,698円	20㎡	5,130円	8	9,585円	5	(下)流域
箱根町	2,596円	20㎡	5,896円	10	1,320円	20㎡	3,905円	2	9,801円	6	簡易水道あり(下)流域
大井町	1,540円	20㎡	4,840円	8	1,672円	20㎡	5,302円	12T	10,142円	7	(下)単独
秦野市水道局 (R5.10.1~上下水道料金改定予定)	1,826円	16㎡	5,797円	9	1,672円	20㎡	4,829円	5	10,626円	8	(下)流域
湯河原町	1,496円	16㎡	4,784円	7	802円	8㎡	6,698円	26	11,482円	9	(下)単独・流域
海老名市 (企業庁)	1,702円	20㎡	4,474円	6	2,486円	20㎡	7,138円	33	11,612円	10	(下)単独
厚木市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,570円	16㎡	4,936円	6	11,846円	11	(下)流域
愛川町	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,546円	16㎡	4,972円	7	11,882円	12	(下)流域
相模原市 (企業庁)	2,943円	20㎡	6,705円	14	1,650円	16㎡	5,321円	14T	12,026円	13	(下)流域
平塚市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,456円	16㎡	5,159円	9	12,069円	14	(下)流域
茅ヶ崎市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,355円	16㎡	5,198円	10	12,108円	15	(下)単独・流域
箱根町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,672円	16㎡	5,302円	12T	12,212円	16	(下)単独
愛川町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,650円	16㎡	5,321円	14T	12,231円	17	(下)流域
相模原市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,509円	16㎡	5,348円	16	12,258円	18	(下)流域
寒川町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,643円	16㎡	5,431円	17	12,341円	19	(下)流域
逗子市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,493円	16㎡	5,746円	18	12,656円	20	(下)単独
座間市	1,672円	16㎡	5,936円	11	1,968円	16㎡	6,808円	27	12,744円	21	(下)流域
川崎市水道局	1,166円	16㎡	6,677円	13	1,452円	16㎡	6,116円	23	12,793円	22	(下)単独
藤沢市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,537円	16㎡	5,913円	19	12,823円	23	(下)単独・流域
綾瀬市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,463円	16㎡	5,953円	20	12,863円	24	(下)単独・流域
大和市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,485円	16㎡	5,959円	21	12,869円	25	(下)単独
伊勢原市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,806円	16㎡	6,184円	24	13,094円	26	(下)単独・流域
葉山町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,408円	16㎡	6,358円	25	13,268円	27	(下)単独
小田原市水道局	1,804円	16㎡	6,380円	12	1,992円	16㎡	7,122円	31T	13,502円	28	(下)単独・流域
大磯町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,969円	16㎡	6,903円	29	13,813円	29	(下)流域
二宮町 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,940円	16㎡	7,029円	30	13,939円	30	(下)流域
横須賀市水道局 (R5.4.1~上下水道料金改定)	1,760円	0㎡	7,205円	33	2,041円	0㎡	6,826円	28	14,031円	31	(下)単独
小田原市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	1,992円	16㎡	7,122円	31T	14,032円	32	(下)単独・流域
鎌倉市 (企業庁)	1,562円	16㎡	6,910円	15T	2,046円	16㎡	7,147円	34	14,057円	33	(下)単独
横浜市水道局 (R5.4.1~下水道料金室のみ改定)	1,859円	0㎡	8,817円	34	1,386円	16㎡	5,973円	22	14,790円	34	(下)単独
三浦市 (R4.7.1~上下水道料金改定) (R5.7.1~水道料金のみ改定予定)	2,596円	20㎡	9,295円	35	2,310円	20㎡	8,261円	35	17,556円	35	(下)単独
真鶴町	6,190円	20㎡	13,108円	36	3,038円	20㎡	8,714円	36	21,822円	36	(下)単独

※小田原市・愛川町・箱根町の一部は、企業庁の給水区域が存在します。

※松田町・湯河原町・真鶴町は1ヶ月請求のため、1ヶ月25㎡使用した際の料金の2倍を計上しています。

※20口径の料金です。(市町村によっては口径別で基本料金設定あり)

R5.10.1から改定

R5.4.1から改定

R4.7.1から改定
R6.4.1から改定予定

使用水量 (m ³)	清川村	中井町	開成町	南足柄市	松田町	山北町	箱根町	大井町	神奈川県 企業庁	秦野市 水道局	湯河原町	愛川町	座間市	川崎市水 道局	横須賀市 水道局	小田原市 水道局	横浜市 水道局	三浦市	真鶴町
1	基本料金 1430円	基本料金 1320円 1箇月10m ³ ま で660円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 1540円	基本料金 1540円	基本料金 1430円 1箇月10m ³ ま で715円。 早見表が公 表されてい ないため、1 箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 2596円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1540円	基本料金 1826円	基本料金 1562円	基本料金 1496円 1箇月8m ³ ま で748円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1702円 1箇月10m ³ ま で851円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 2943円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1672円 1箇月8m ³ ま で836円。 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1166円	1760円 + 1~20m ³ 15円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1804円	1859円 + 1~16m ³ 4円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 2596円	基本料金 6190円 1箇月10m ³ まで3095円。 1箇月ごとに 請求。 口径別基本 料金設定有り
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10	77円	★82円 ★=1箇月ご との超過分	93円	82円	★77円 ★=1箇月ご との超過分	口径別基本 料金設定有り	基本料金 1540円	基本料金 1562円	R5.10.1~ 1箇月4m ³ ま で836円。 5~8m ³ 区分 ★27円	基本料金 1702円 1箇月10m ³ ま で851円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 2943円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1672円 1箇月8m ³ ま で836円。 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1166円	1760円 + 1~20m ³ 15円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1804円	1859円 + 1~16m ³ 4円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 2596円	基本料金 6190円 1箇月10m ³ まで3095円。 1箇月ごとに 請求。 口径別基本 料金設定有り	
11																			
12																			
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19	88円	★88円 ★=1箇月ご との超過分	93円	82円	★77円 ★=1箇月ご との超過分	口径別基本 料金設定有り	基本料金 1540円	基本料金 1562円	R5.10.1~ 1箇月4m ³ ま で836円。 5~8m ³ 区分 ★27円	基本料金 1702円 1箇月10m ³ ま で851円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 2943円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1672円 1箇月8m ³ ま で836円。 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1166円	1760円 + 1~20m ³ 15円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1804円	1859円 + 1~16m ³ 4円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 2596円	基本料金 6190円 1箇月10m ³ まで3095円。 1箇月ごとに 請求。 口径別基本 料金設定有り	
20																			
21~25																			
26~30																			
31~40																			
41~50																			
51~60																			
61~70																			
71~75																			
76~80	99円	★88円 ★=1箇月ご との超過分	93円	82円	★77円 ★=1箇月ご との超過分	口径別基本 料金設定有り	基本料金 1540円	基本料金 1562円	R5.10.1~ 1箇月4m ³ ま で836円。 5~8m ³ 区分 ★27円	基本料金 1702円 1箇月10m ³ ま で851円。 1箇月ごとに 基本+超過を 計算し合算	基本料金 2943円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1672円 1箇月8m ³ ま で836円。 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1166円	1760円 + 1~20m ³ 15円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 1804円	1859円 + 1~16m ³ 4円 口径別基本 料金設定有り	基本料金 2596円	基本料金 6190円 1箇月10m ³ まで3095円。 1箇月ごとに 請求。 口径別基本 料金設定有り	
81~90																			
91~100																			
101~200																			
201~300																			
301~400																			
401~500																			
501~600																			
601~1,000																			
1,001m ³ 以上																			

※松田町については、松田惣領・松田庶子・神子地区の税込になります。
※小田原市・愛川町・箱根町の一部は、企業庁の給水区域が存在します。